

新型コロナウイルス関連情報（非常事態宣言期限の延長及び新たな措置の発表）

令和3年1月29日

28日、共和国議会での大統領令可決により、大統領令に基づく非常事態宣言の期限が2月14日23時59分まで延長されることとなりました。これに伴い、28日、ポルトガル政府は、累次の関連措置とその効力を維持すること、及び、以下の新たな措置の実施を決定しました。これらの措置は、本年1月31日0時から有効となります。

1. 公立私立各学校（幼稚園・保育園・学童保育所・小学校・中学校・高校）の休校は2月5日までとし、2月8日からオンライン授業を解禁する（登校禁止は維持）。

2. いかなる交通手段によっても、ポルトガル国民の大陸部からの出国は禁止する。
ただし、次の場合は例外とする。

（1）然るべき文書によって証明される国際的に展開する職業活動、他国に居住権をもつポルトガル人の出国、直系第一親等の親族との面会、政府公用機・軍用機への搭乗、貨物・郵便の輸送、人道的理由及び緊急医療を要する出国、アソーレス及びマデイラの諸島部への移動。

（2）1月31日0時より前に第三国へ出国する旅程を開始していた者。

3. ポルトガル側陸路国境における如何なる車両の通行も禁止する。ただし、商品及び労働者の国際運送、緊急・救急車両の通行は除く。

4. ポルトガル・スペイン国境間の列車通行を停止する。ただし、商品貨物の輸送は除く。

5. ポルトガル・スペイン国境間の水上交通を停止する。

6. ただし、上記3.～5. は、以下については適用されない。

（1）ポルトガル国民及び当国滞在許可を有する者の入国権

（2）他国居住者の出国権

（3）当国に居住しない外国人で上記2. の例外が適用される場合の出国権

7. 感染拡大の状況により、必要となれば、外務・国防・内務・保健・民間航空分野の責任者は、以下の措置を決定できる。

（1）特定国から及び特定国への航空便の運航停止。

(2) 特定国からの旅客に対する、ポルトガル領土への到着時における強制的隔離の執行。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下の URL から帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>